

取組の経過

長崎県は、台風や大雨による自然災害には見舞われているが、近年、長崎大水害（昭和57年）、雲仙岳噴火（平成3年）のような大規模災害に見舞われていないことから、災害に対する意識が比較的低く、災害への取組が遅れている。

このような状況から少しでも防災に対する意識を高め、個別避難計画作成を推進するため、モデル事業を活用することとした。



これまでの取組

○市町における個別避難計画作成の進捗状況等の現況調査を実施し、年に複数回「避難行動要支援者担当課長等会議」を開催し、各市町の進捗状況の確認、対策を実施するにあたっての諸課題の把握や情報交換等を行っている。



R2年度

- ・「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結。
⇒災害発生時にホテル等の宿泊施設を要配慮者等の避難所として利用する必要がある場合は、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、有償での宿泊施設提供について協力を要請できる。
- ・母子避難所について、児童養護施設所在市町と協議を行い、県内初の母子避難所及び児童養護施設の福祉避難所として指定。

R3年度

- ・医療依存度の高い療養者・児が、安心・安全に避難するための実効性のある個別避難計画作成のため、県立保健所の意見を踏まえて災害時個別避難計画の項目例を作成し、市町へ周知した。

個別避難計画策定の取組促進

○市町の取組を支援

・避難行動要支援者担当課長等会議

対 象：市町の防災、福祉部局の課長、担当者

目 的：各市町の進捗状況の確認、対策を実施するにあたっての諸課題の把握や情報交換等

1回目：6月9日

2回目：3月14日（鍵屋教授による講演会）



・市町担当者向けの実務研修【（一財）消防防災科学センター事業】

①福祉避難所設置運営実務研修

対 象：市町の防災、福祉部局担当者、社協・福祉施設職員

目 的：講義、ワークショップを通じて福祉避難所の知識を習得し、福祉避難所のマニュアルを作成する。

開催日：1回目 9月15日（リモート形式）

2回目 1月11日（集合形式）



②要配慮者・避難行動要支援者実務研修

対 象：市町の防災、福祉部局担当者

目 的：講義、ワークショップを通じて要支援者対策の進め方や災害時の対応などを学び、今後の対策等に生かす。

開催日：11月16日（集合形式）



- ・特別支援学校の福祉避難所指定に向けた市町への働きかけ（随時）
- ・他県の先進自治体の取組紹介（随時）

■長崎県内の個別避難計画策定状況（令和3年10月1日現在）

策定状況	市町数	割合
全部策定	1	4.76%
一部策定	13	61.91%
策定着手	7	33.33%

避難行動要支援者数	割合
62,291人	
名簿情報提供済要支援者数	割合
28,233人	45.3%
個別計画作成済人数	割合
10,441人	16.7%

計画策定が進まない理由として、

- ・コロナ禍の影響で同意取得に時間を要している
- ・支援者確保が困難
- ・関係各課、民生委員ほか連携調整に時間を要している
- ・マンパワー不足

などがあげられている。



◎県が市町取組を促進するために

- ・モデル事業実施団体のノウハウの横展開
- ・これまでも個別ヒアリングや各種研修、先進地の取り組み事例の紹介など行っているが、市町の取り組みにばらつきがあるため、一律の対応だけではなく、個別ヒアリングの実施などを行いながら、市町が抱える課題について支援していく。

実効性のある個別避難計画の作成に向けて

避難行動要支援者やその家族、避難支援者、ケアマネージャーなどの福祉専門職、民生委員、自主防衛組織などの協力を得ながら作成

○優先度の設定（施設入所者や長期入院者は対象外）

○要支援者の基本情報

氏名、生年月日、住所、連絡先、緊急連絡先、
家族状況、主な疾患やかかりつけ医、携行医薬品、
避難時に支援が必要な内容 など

○避難支援者の情報

氏名、住所、連絡先 など

○避難場所、避難経路

避難経路等を記した地図 など

作成した計画は要支援者やその家族、避難支援者、行政、民生委員、福祉専門職、自主防衛組織等と共有し、避難訓練を実施

- ・ 定期的な進捗状況の把握、避難行動要支援者担当課長等会議での課題共有
- ・ 計画作成を担う中核的人材の育成、福祉専門職の参画促進
- ・ 市町が抱える課題解決に向けた個別ヒアリングの実施 等

随時、計画の見直し・更新を実施

